

令和2年度第2回浜松市都市計画審議会について

令和2年度第2回浜松市都市計画審議会を下記のとおり開催いたします。

記

1 日 時

令和2年10月29日（木） 14時00分から

2 場 所

市役所本館8階 802会議室

3 議 案

第1号議案 浜松都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

第2号議案 浜松都市計画都市再開発の方針の変更について

第3号議案 浜松都市計画生産緑地地区の変更について

※ 会議は浜松市附属機関等の会議の公開に関する要綱第3条第1項により原則公開ですが、同要綱第4条第1項により、会議の公開・非公開は会議の冒頭で当該会議の議を経ることになっているため、一部非公開となることもありますのでご了承ください。

市町村都市計画審議会

- ・都市計画法によりその権限に属された事項を調査審議し、及び市町村の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議する。
- ・都市計画に関する事項について、関係行政機関に建議することができる。

令和2年度第2回浜松市都市計画審議会案件概要

議案 番号	案件の概要	大臣 同意	知事 協議	備考
1	<p>浜松都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について</p> <p>都市の発展の動向、人口及び産業の現状並びに将来の見通し等を踏まえ、長期的視点に立った都市の将来像を明確にするため、本都市計画区域の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を変更するもの。</p>	要	—	
2	<p>浜松都市計画都市再開発の方針の変更について</p> <p>集約連携型都市構造を目指すため、「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」及び「当該地区の整備又は開発の計画の概要」を明らかにした都市再開発の方針を本案のとおり変更するもの。</p>	—	要	
3	<p>浜松都市計画生産緑地地区の変更について</p> <p>市街化区域内にある緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地を保全し、良好な都市環境の形成を図るため、4箇所の生産緑地について都市計画変更（2箇所追加、1箇所廃止、1箇所一部廃止）するもの。</p>	—	要	